

作成日：2016年11月1日

チリ共和国

The Republic of Chile

特許庁の所在地：

チリ工業所有権庁

Instituto Nacional de la Propiedad Industrial (INAPI)

National Institute for Industrial Property

Av. Libertador Bernardo O' Higgins 194, Piso 1,

Santiago,

Chile

TEL: 56 2-887 0400

FAX: 56 2-887 0401

Email: dpi@inapi.gov.cl

Website: <http://www.inapi.cl>

目 次

〈共通情報〉

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス方法

〈特許制度〉

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

〈実用新案制度（存在する場合）〉

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等の説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

〈意匠制度〉

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

〈商標制度〉

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (3) 特許協力条約 (PCT)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) 商標法条約 (TLT)
- (6) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (7) 植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

実施されておられません。

3. 現地代理人の必要性有無

チリ国内に居所または事業拠点を有していない出願人は、チリ国内における代理人を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

Asociacion Chilena de la Propiedad Intelectual (ACHIPI)
Chilean Association of Intellectual Property
5151 Alonso de Cordove Av., 8th floor,
Santiago, Chile
TEL: 562-2-362-3500
Email: achipi@achipi.cl

5. 出願言語

手続言語はスペイン語です。

出願は、英語、ドイツ語、フランス語又はポルトガル語でもってすることができます。

6. その他関係団体

JETRO SANTIAGO
Av. Andres Bello 2777, Piso 27, Oficina 2703,
Edificio de la Industria, Las Condes,
Santiago, Chile

TEL; 56 2 2 2033406

FAX: 56 2 2 2033140

7. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.inapi.cl>

特許制度

1. 現行法令について

2012年2月6日施行の改正法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人及び発明者の名称(氏名)並びに住所、発明の名称、優先権主張の場合、及び外国に出願されている場合は、その情報を記載します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) :

英語、ドイツ語、フランス語又はポルトガル語により出願した場合、スペイン語の翻訳文を出願日から2ヶ月以内に提出する必要があります。

(3) 要約及び必要な図面 (Abstract & Drawings) :

(4) 委任状 (Power of Attorney) :

① 領事認証 (Legalization) の手続きは不要となりました(2012年2月6日以降)。

② 出願日から2ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment) :

発明者が出願人でない場合に必要となります。

① 領事認証 (Legalization) の手続きは不要となりました(2012年2月6日以降)。

② 出願日から2ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document) :

優先権を主張する場合に提出が必要です。

出願日90日以内に提出することができます。

(7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :

出願日から90日以内に提出することができます。

3. 料金表 (単位 : 米国ドルです。)

(1) 出願料金	70
(2) 公報への公告料金	31
(3) 実体審査料金	722
(4) 審判請求料金	140
(5) 特許査定・特許付与料金 (最初の10年間特許料)	210
(6) 年 金	
・最後の10年間の維持年金	280

4. 料金減免制度について（存在する場合）

料金減免制度は規定されておられません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

(1) 出願公開制度は、規定されておられません。

(2) 方式審査が認容された後に、出願の概要（Abstract）が公報に公開されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は規定されておられません。

8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願は、方式審査及び実体審査を経た後に、特許付与の決定が行われます。

(1) 方式審査（Preliminary Examination）

① 出願後、出願は出願に必要な書類がすべて提出されているか否か、及び審査を続行するための方式的要件を満たしているか否かについての方式審査が行われます。

② 上記要件を満たしていないと判断された場合、方式指令（Observation）が発せられ、出願人当該指令日から 60 日以内に不備を是正すべき旨要請されます。

上記期間内に不備が是正されなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

③ 上記方式指令もなく、若しくは補正が認められた場合、出願は審査に継続されるために認容（The application is accepted for processing）されます。

④ その後、出願人は審査継続が認容された日から 60 日以内に、出願の概要（Abstract）が官報に公告（公開）されるよう特許庁に対し請求しなければなりません。

(2) 不登録事由

次のものは、特許を受けることができません。

① 発見、科学的理論及び数学的方法

② 植物及び動物の品種。但し、特許性に関する一般的条件を満たす微生物は除かれます。

③ システム、方法、経済上や金融上の計画や原則

④ 人体若しくは動物体の外科又は治療方法

⑤公序良俗に反する発明

等です。

(3)新規性

絶対的新規性(Absolute Novelty)が採用されています。

①従いまして、チリ出願日若しくは優先日前に、使用、販売若しくは他の手段により公然知られ、又は公衆に利用可能となった発明は、新規性を有しません。

②なお、先の出願日を有し、後の出願日以降に公開された先のチリ特許・実用新案出願の内容も技術水準となりますので、これらと同一の後願の発明は特許を受けることができません(Whole Content Approach)。

<新規性喪失の例外の適用>

一定の条件下、12ヶ月のグレイス期間が認められています。

①出願人の行為に起因して、出願前12ヶ月以内に発明の公表が行われた場合

②出願人の意に反して、出願前12ヶ月以内に発明が公表された場合

(4)出願の公告/公開 (Publication)

①方式的要件を満たした出願は、出願が公告(公開)されるまで、秘密にされます。

②出願が審査に継続するため認容(Accepted)されると、出願人はその認容された日から業務日(Working Days)60日の期間内に、公報に出願の概要(Abstract)を公告(公開)すべき旨を請求し、料金を支払わなければなりません。

なお、出願公告(公開)料金は、公告される出願概要の頁数や図面との関係で異なります。

③出願公告(公開)の請求が当該期間内にされなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

なお、出願人は出願が放棄されたものとみなされた旨の決定日から、業務日(Working Days)の120日以内に、出願公告(公開)の要件を満たした場合には、優先権の利益を保有して、出願の回復を請求することができます。

④出願公告(公開)の要件を満たすことなく期限が経過してしまうと、出願の放棄が決定的なものとなります。

(5)対応外国出願の審査結果提出義務

①該当する場合、出願人は外国において最初に出願された出願日や番号等の情報を願書に明記しなければならないとされています。

②利用可能な場合、出願人は外国出願が特許されたか否かに拘わらず、調査や審査結果を提出しなければなりません。

③なお、特許庁の要求に基づき、且つ適切な場合には、保護を求める権利に関

し、外国で発行された報告や決定書を、スペイン語に翻訳してチリ特許庁に提出する必要があります。

(6) 異議申立て (Opposition)

- ① 出願の概要が官報に公告（公開）された後、第三者（The third party）は当該公告（公開）の日から 45 日以内に、異議申立てをすることができます。
- ② 異議申立書受領後、出願人にその旨通知され、答弁書提出のため 45 日の期間が与えられます。

(7) 実体審査

- ① 異議申立期間満了から 60 日以内に、異議申立ての有無に拘わらず、出願人は審査料金（Expert's Fee）を納付し、特許庁に対して納付の証明をしなければなりません。
- ② 出願人が、60 日以内に相当する審査料金の納付を証明しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。
なお、出願が放棄されたものとみなされた場合、出願人は当該放棄決定の日から業務日（Working Days）の 120 日以内に当該審査料金が納付された旨を証明し、出願の回復を請求することができます。
- ③ 審査料金が納付されると、特許庁長官は出願の技術分野に従って審査官を指定します。
その後、審査官は新規性、進歩性及び産業上の利用性等の特許要件について審査を行い、延長される場合もありますが、60 日以内に審査報告書（Expert Report）を作成します。
この審査報告書には、特許要件を満たした旨、又は満たしていない旨の説明が含まれ、出願人に送付されます。
- ④ 発明が特許要件を満たしていなかった場合、出願人は当該報告書発行後 60 日以内に、応答することができます。
なお、この応答期間は更に一度限り 60 日間延長することができます。
- ⑤ 審査の結果、特許要件を満たしていると判断された場合、特許付与（Accept）の決定がされます。
- ⑥ 出願が特許要件を満たした場合、出願の方式的事項の点検が行われた後に、特許庁長官は特許査定（Final Decision Granting Right）を行います。
- ⑦ 特許査定がされた後、出願人は料金（Final Government Fee）納付を請求し、当該査定発行日から業務日（Working Days）の 60 日以内に料金納付の写しを特許庁に提出する必要があります。
- ⑧ その後、特許が付与され、出願日から保護が付与された旨の証明書が発行されます。

(8) 分割出願

①最初の審査官報告書 (Expert Report) が発行されるまで、出願人は自発的に分割出願をすることができます。

②また、特許庁は手続期間中いつでも、出願に 2 以上の発明を含んでいると判断した場合、分割出願すべきことを決定することができます。

(9) 早期審査 (Accelerated Examination)

採用されておられません。

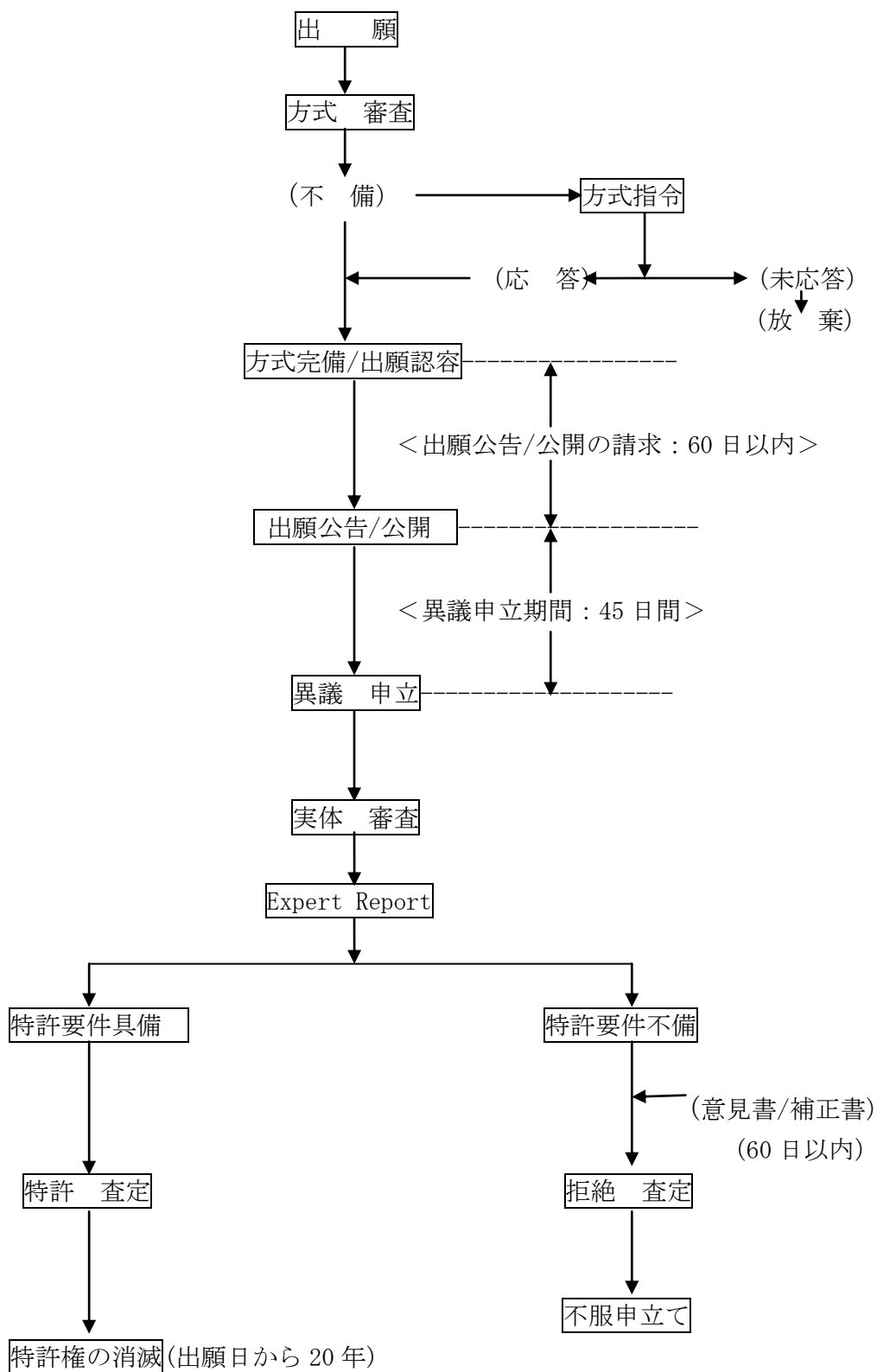
(10) 再審査 (Re-Examination)

審査官の技術上の見解に対して同意できない場合には、料金を納付して新たな審査官の指定を請求することができます。

(11) 不服申立て

特許庁の決定に対して、決定の通知日から 15 日以内に工業所有権仲裁裁判所 (Arbitral Court on Industrial Property) に不服申立てをすることができます。

出願から特許までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 出願日から 20 年です。

出願日から特許権の権利が付与されたものとされます (Certificate is issued granting protection as of the date when the application was filed)。

(2) 年金納付

① 出願中に、維持年金を納付する必要はありません。

② 特許出願が特許として許可された後、その許可通知日から業務日 (Working Days) 60 日の期間内に、第一回目の維持年金、即ち最初の 10 年間に相当する年金を納付する必要があります。

この最初の 10 年間の年金は、出願日から開始されます。

③ 第二回目の維持年金の 10 年分の納付は、第一回目の最初の 10 年間分の納付と同時か、最初の 10 年間の期間満了前に、納付することができます。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）

(1) 移行時期：優先日から 30 ヶ月以内です。

(2) 提出書類：国際出願時の明細書、クレーム、要約、及び図面の文言のスペイン語による翻訳文の提出が必要です。

(3) 第 19 条等の補正があった場合：

国際出願時のクレーム及び補正後のクレームの双方の翻訳文の提出が必要となります。

(4) 翻訳文の誤記訂正：

翻訳文の誤記の訂正は、国際出願時の内容を基準として補正することができます。

11. 留意事項

(1) 出願から First Action (拒絶理由通知等) までの所要期間：

約 1 年 6 ヶ月です。

(2) 出願から最終処分 (特許又は拒絶) までの所要期間：

約 3 年から 4 年です。

(3) 出願の際：

① チリへの出願が決定したら、先ず現地代理人に対して出願に必要な

フォーム類、例えば、委任状や譲渡証の提出の要否及びそれらの提出期間を、確認しておく必要があります。

南米の国々に出願する場合に共通して言えることですが、突然上記書類の提出時期や認証の要否について、変更されていることがあるからです。

なお、従来要求されておりました委任状等の領事認証 (Legalization) 手続

きが2012年2月6日以降不要となりました。

②委任状や譲渡証の作成には、困難が伴う場合もあります。

出願人側で完全な譲渡証等を作成したつもりでも、現地代理人へ送付後に不完全で、再作成の必要があるとの指摘を受ける場合が間々生じます。

従いまして、100%の確実性及び安全性の観点から、事前に出願人や発明者等の情報を現地代理人に連絡し、譲渡証等の作成を現地代理人に作成を一任することを勧めます。

(4)書類受取り (Acknowledgement) の確認 :

出願書類や拒絶理由等の応答書を現地代理人に発信した場合には、E-mail にせよ、他の手段にせよ、必ず時間的に余裕をもって、現地代理人から書類の受取り通知をもらうようにすることを勧めます。

期限間際になって、書類の受け取りを求めた場合において、現地代理人から書類を受領していない等の連絡を受ける場合が間々あるからです。

(5)原本送付依頼に関して :

特許庁から指令を受けた場合には、必ず当該指令書 (スペイン語) の原本も送付してもらうように現地代理人に依頼することを勧めます。

現地代理人が作成した指令書の英訳文に、応答期限等の誤りが時々生じる場合があります、その日付が正確か確認することが可能となるからです。

(6)最初に出願する義務 :

チリ国内でなされた発明について、最初にチリ特許庁に出願をしなければならない旨の規定はありません。

(7)回復 :

規定はありません。

実用新案制度

1. 現行法令について

2012年2月6日施行の改正法が適用されています。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様です。

(1) 願書 (Request) :

出願人及び考案者の名称 (氏名) 並びに住所、考案の名称、及び優先権主張の場合、その情報を記載します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) :

英語、ドイツ語、フランス語又はポルトガル語により出願した場合、スペイン語の翻訳文を出願日から2ヶ月以内に提出する必要があります。

(3) 要約及び図面 (Abstract & Drawings) :

図面の提出は必要です。

(4) 委任状 (Power of Attorney) :

① 領事認証 (Legalization) の手続きは不要となりました。

② 出願日から2ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment) :

発明者が出願人でない場合に必要となります。

① 領事認証 (Legalization) の手続きは不要となりました。

② 出願日から2ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document) :

優先権を主張する場合に提出が必要です。

出願日90日以内に提出することができます。

(7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :

出願日から90日以内に提出することができます。

3. 料金表 (米国ドルです。)

(1) 出願料金	70
(2) 公報への公開料金	31
(3) 審査料金	551
(4) 登録査定及び登録付与料金	70
(5) 年金	
・最後の5年間の年金	134

4. 料金減免制度について（存在する場合）

減免制度は規定されておりません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等の説明）

出願後、方式的要件の審査、異議申立て、及び実体審査を経た後に、実用新案登録付与の決定が行われます。

(1) 実用新案とは、

①機械、装置や工具、その他の物又はその部品は実用新案とみなされます。

但し、機械等が、その目的とする機能が以前に有していなかった利点又は技術的効果を奏するような方法で、有用性を与えることを条件とされます。

②なお、従来の特許や実用新案と比較し有用な特徴に貢献しない些細な相違にすぎない場合、実用新案は付与されません。

③また、方法に関しては、実用新案登録を受けることができません。

(2) 新規性

①絶対的新規性が採用されております。

②新規性喪失の例外として、12ヶ月のグレース・ペリオド（Grace Period）が採用されております。

なお、この例外の規定の適用を受ける要件は特許出願の場合と同様です。

(3) 審査

実用新案は、新規で、産業上の利用性を有している場合、登録を受けることができます。

①方式審査

特許出願の場合と同様です。

②出願の公告（公開）（Publication）

方式的要件を満たした出願は出願の概要が官報に公告/公開されます。

この公告/公開の期間は60日間で、特許出願の場合と同様です。

③異議申立て

出願の公告/公開後、45日の期間内に何人も異議申立てをすることができ、特許出願の場合と同様です。

④対応外国出願の審査結果提出義務

特許出願の場合と同様です。

⑤審査報告書 (Expert Report) の作成

異議申立期間経過後、審査報告書が作成され、出願人はこの報告書に対して指定期間内に応答することができます。

この手続きも特許出願の場合と同様です。

なお、審査において進歩性の有無についての判断は行われません。

⑥審査の結果、特許要件を満たしていると判断された場合、実用新案付与の決定がされ、必要な料金が納付されると、出願日から保護が付与された旨の証明書が発行されます。

特許出願の場合と同様です。

(4) 分割出願

自発による分割、また審査の結果による分割出願する時期は、特許出願の場合と同様です。

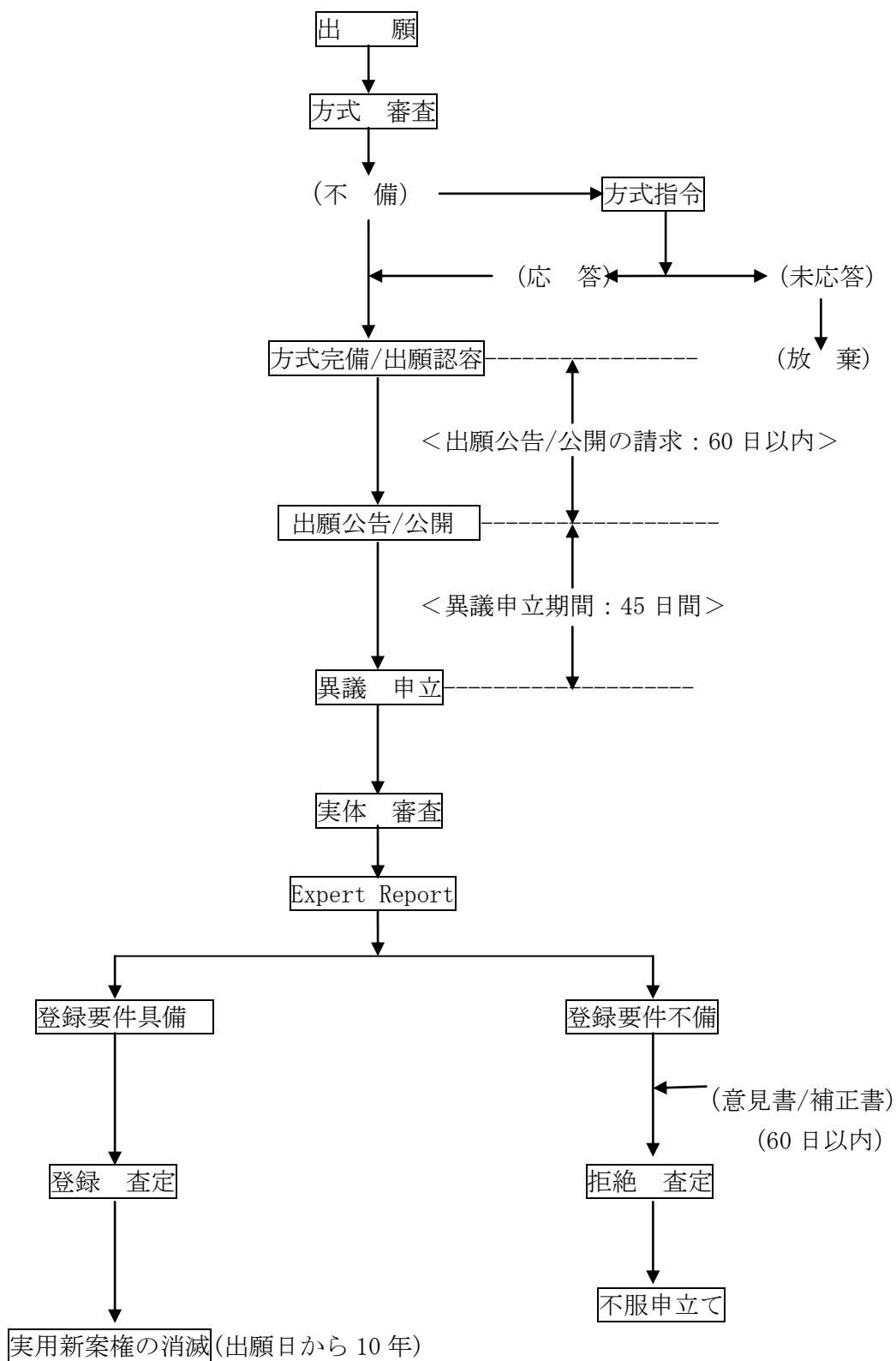
(5) 早期審査 (Accelerated Examination)

採用されておりません。

(6) 不服申立て

特許庁の決定に対して、決定の通知日から15日以内に工業所有権仲裁裁判所 (Arbitral Court on Industrial Property) に対する不服申立ては、特許出願の場合と同様です。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 出願日から 10 年です。

出願日から実用新案権の権利が付与されたものとされます (Certificate is issued granting protection as of the date when the application was filed)。

(2) 年金納付

① 出願中に、維持年金を納付する必要はありません。

② 実用新案登録出願が登録付与のため許可された後、当該許可された旨の通知日から業務日 (Working Days) 60 日の期間内に、最初の 5 年間に相当する年金である、第一回目の年金を納付する必要があります。

この最初の 5 年間の年金は、出願日から開始されます。

③ 第二回目の維持年金の 5 年分の納付は、第一回目の最初の 5 年間分の納付と同時、または最初の 5 年間の期間満了前に、納付することができます。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

実体審査が行われますので適用されません。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要 (国内段階移行期限等)

特許の場合と同様です。

12. 留意事項

(1) 出願から First Action (拒絶理由通知等) までの所要期間 :

約 1 年 6 ヶ月です。

(2) 出願から最終処分 (登録又は拒絶) までの所要期間 :

約 3 年 6 ヶ月です。

(3) その他の事項 :

特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

2012年2月6日施行の改正法が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人及び創作者の氏名及び住所、意匠に係る物品名、及び優先権を主張する場合は優先権の情報等を、記載します。

(2) 明細書 (Description) :

図面の説明や意匠の説明を記載します。

(3) 図面 (Graphical representations) :

(4) 委任状 (Power of Attorney) :

出願人が署名します。

① 出願日から2ヶ月内に提出することができます。

② 領事認証 (Legalization) 手続きは不要となりました。

(5) 譲渡証 (Assignment) :

譲受人が出願する場合に必要となります。

① 出願日から2ヶ月以内に提出することができます。

② 領事認証 (Legalization) 手続きは不要となりました。

(6) 優先権証明書 (Priority Document) :

出願日から90日以内に提出することができます。

(7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :

スペイン語の翻訳文の提出が必要となります。

優先権証明書と同期間内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位 : 米国ドルです。)

(1) 出願料金	70
(2) 公報への公表料金	31
(3) 審査料金	460
(4) 登録査定・登録付与料金	70
(5) 年 金	
・最後の5年間の年金	140

4. 料金減免制度について (存在する場合)

減免制度は規定されておりません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願が方式的要件を満たした場合に、官報に公告/公開されます。

7. 審査請求制度の有無

全件審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願書類が提出されると、方式審査、異議申立て、実体審査を経て、登録の決定がされます。

(1) 意匠とは

- ① 色彩との関連性の有無は問わず、すべての立体的形状、工業製品又は手工業製品であり、これらが他の物 (Other Units) の製造のために型として利用でき、及びその型によって識別することができる、形状や装飾若しくはそれらの組合せと、定義されています。
- ② なお、意匠の外観が、全体として、デザイナーによる任意的な貢献が備わっていない技術的若しくは機能的な面からなる場合には、意匠として登録を受けることができないとされております。

(2) 不登録事由

次の意匠は登録を受けることができません。

- ① 公序良俗に反する意匠
- ② 意匠の定義に合致しない意匠
- ③ 上記 (1) ② に該当する技術的若しくは機能的な面からのみなる意匠等です。

(3) 新規性

- ① 絶対的新規性が採用されております。
従いまして、出願日（又は優先日）前に、世界のいずれかにおいて使用や他の手段により、公衆に利用可能となっている意匠は、新規性を有しません。
- ② 12ヶ月のグレース・ピリオド (Grace Period) が採用されております。

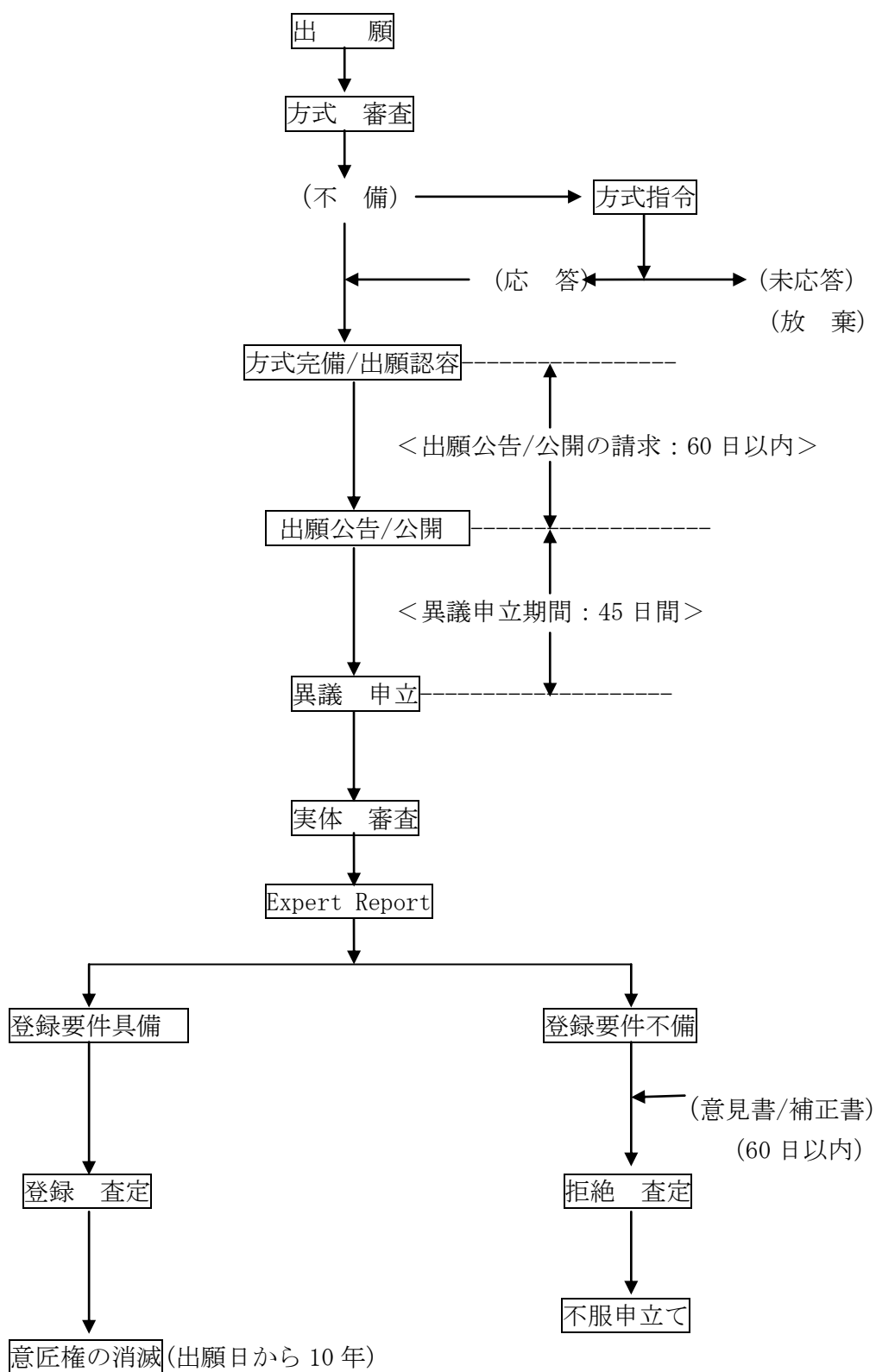
(4) 審査手続き

特許出願と同様な手続きが採用されております。

- ① 方式審査 (Preliminary Examination)
特許出願の場合と同様です。

- ②出願の公告/公開
特許出願の場合と同様です。
- ③異議申立て
出願の公告/公開後、45日の期間内に何人も異議申立てをすることができ、特許出願の場合と同様です。
- ④対応外国出願の審査結果提出義務
特許出願の場合と同様です。
- ⑤審査報告書 (Expert Report) の作成
異議申立期間経過後、審査報告書が作成され、出願人はこの報告書に対して指定期間内に応答することができます。
この手続きも特許出願の場合と同様です。
- ⑥審査の結果、登録要件を満たしていると判断された場合、意匠権付与の決定がされ、必要な料金が納付されると、出願日から保護が付与された旨の証明書が発行されます。
特許出願の場合と同様です。
- ⑦不服申立て
特許庁の決定に対して、決定の通知日から15日以内に工業所有権仲裁裁判所 (Arbitral Court on Industrial Property) に対する不服申立ては、特許出願の場合と同様です。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 出願日から 10 年です。

出願日から意匠権の権利が付与されたものとされます (Certificate is issued granting protection as of the date when the application was filed)。

(2) 年金納付

① 出願中に、維持年金を納付する必要はありません。

② 意匠登録出願が登録付与のため許可された後、当該許可された旨の通知日から業務日 (Working Days) 60 日の期間内に、最初の 5 年間に相当する第一回目の維持年金を納付する必要があります。

この最初の 5 年間の年金は、出願日から開始されます。

③ 第二回目の維持年金の 5 年分の納付は、第一回目の最初の 5 年間分の納付と同時、または最初の 5 年間の期間満了前に、納付することができます。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておりません。

11. 留意事項

(1) 出願から First Action (拒絶理由通知等) までの所要期間：
約 1 年です。

(2) 出願から最終処分 (登録又は拒絶) までの所要期間：
約 2 年です。

(3) その他：
特許出願の場合と同様です。

商標制度

1. 現行法令について

2012年2月6日施行の改正法が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人の氏名及び住所、商標、登録により保護を求める商品又は役務の表示及び対応するクラス、優先権を主張する場合は優先権主張等を、記載します。

(2) 商標見本 (Graphical representation) :

音商標 (Sound Mark) の場合は、楽譜で説明したものを提出する必要があります。

(3) 委任状 (Power of Attorney) :

出願人が署名します。

① 出願日から2ヶ月以内に提出することができます。

② なお、領事認証 (Legalization) 手続きは不要となりました。

(4) 優先権証明書 (Priority Document) :

優先権を主張する場合、出願日から90日以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位 : 米国ドルです。)

(1) 出願料金

① 一区分の場合 70

② 追加区分料 (一区分当たり) 70

(2) 登録料金 (一区分当たり) 140

(3) 更新料金 (一区分当たり) 421

(4) 審判請求料金 140

(5) 使用許諾・譲渡料金 70

4. 料金減免制度について (存在する場合)

料金減免制度は規定されていません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

方式的要件を満たした出願は、出願の概要が官報に公告/公開されます。

7. 審査請求制度の有無

全件実体審査が行われますので、審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

ニース協定には未加盟ですが、商品及びサービスの国際分類が適用されています。一商標多区分制が採用されています。

出願は、方式審査、絶対的理由（Absolute Grounds）による審査及び異議申立てが行われた場合、相対的理由（Relative Grounds）に関する審査の後に、登録が決定されます。

(1) 方式審査

①出願は、先ず方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。

方式的要件を満たしていないと判断された場合、出願人は30日以内に補正するよう要請されます。

②方式的要件を満たし、その後の出願続行が認容（Application is accepted for prosecution）された場合、出願人は出願続行の認容後、20日以内に出願の概要（Abstract）の公告/公開を請求し、その料金を納付する必要があります。

この手続きを採らなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

(2) 出願の公告/公開

出願人が所定の期間内に出願の公告/公開を請求し、公告/公開のための料金を納付した場合、出願の概要が公報に公告/公開されます。

(3) 異議申立て

出願の公告/公開後、第三者（The third party）は、30日以内に異議申立てをすることができます。

(4) 不登録事由

登録を受けることができない主な標識は、次の通りです。

①国家や国際機関又は国家の公共機関の紋章、記章やそれらの名称や略称からなる標章

②自然人の氏名や筆名、又は肖像からなる標章。但し、その者から承諾を得ている場合は除かれます。

③商品やサービスの種類、性質、原産、用途、重量、価格、目的地、又は価格等を表した単なる記述的標章

④商品やサービスの種類、質、原産地や品質に関して、混同、欺瞞を生じる恐れのある標章

⑤同一の区分について以前に登録されたか又は出願された他の標章と混同を生ずる程、同一であるか、又は音声上類似する標章

⑥製品又は包装の形状、色彩や装飾からなる標章

⑦法律により保護されている地理的表示及び原産地表示

⑧公序良俗に反する恐れのある標識の場合

(5) 実体審査手続

①異議申立期間が経過した後、審査官は絶対的事由 (Absolute Grounds) 及び相対的事由 (Relative Grounds) を審査し、拒絶理由があるかどうかについて見解 (Observations) を示します。

②これらの見解は出願人に通知され、出願人は異議申立てへの応答に対して規定されたものと同様な期間内にこの見解に対して応答しなければなりません。

③上記期間満了後、特許庁長官は出願を認容するか、若しくは拒絶するか、最終決定を行います。

(6) 最終決定 (Final Decision)

①出願認容の決定の場合 (Final Decision For Acceptance)

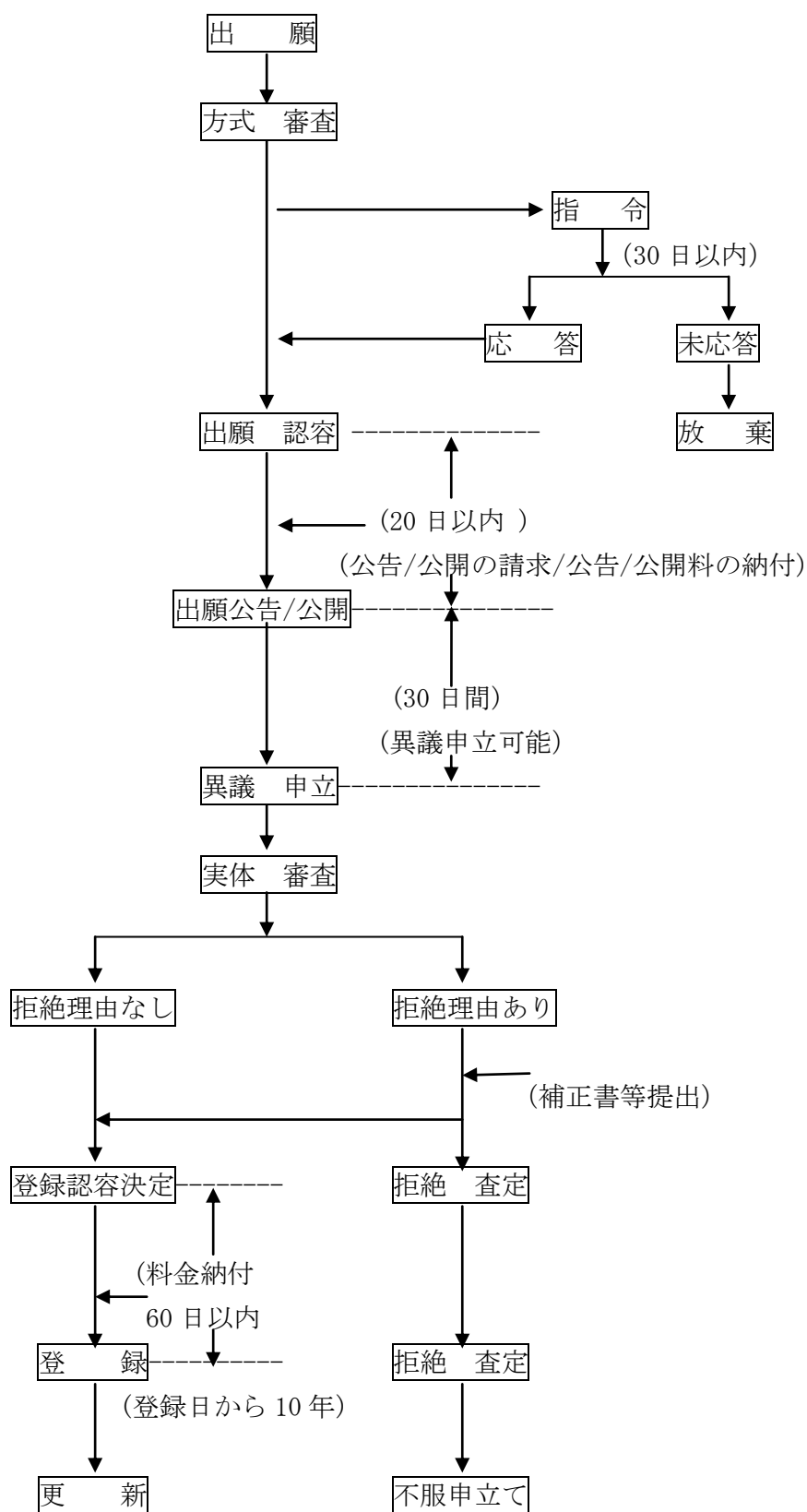
出願認容の最終決定を受領した場合、出願人は料金を納付し、当該決定の日から 60 日以内に納付書の写しを提出しなければなりません。

上記期限内に手続きが採られなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

②出願拒絶の決定の場合 (Final Decision For Rejection)

決定書の発行日から 15 日以内に裁判所 (Appeal Court of Industrial Property) に不服申立てをすることができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 存続期間は、登録日から10年です。

出願日から商標権の権利が付与されたものとされます（Certificate is issued granting protection as of the date when the application was filed）。

(2) 商標権の存続期間の更新は、存続期間中又は存続期間満了後30日以内に行うことができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

法律は使用を要求しておりません。

11. 保護対象

(1) 商標とは、視覚的に表示可能な標識であって、商取引において商品や役務若しくは工業上又は商業上の施設（Industrial or Commercial Establishments）を識別することができる標識と、定義されております。

(2) 上記定義から、

① 言葉やその組合せ、氏名、図形、記号、図案（画像）、肖像、数字、色彩との組合せ及び前述の要素との組合せが、対象になります。

② なお、所謂新しい商標の種類としての、色（Color）や音（Sound）も保護対象となります。

③ 一方、味や匂いの商標（Taste marks, Fragrance Marks）は、保護対象とはなりません。

また、立体商標（Three-dimensional marks）も保護対象とはなりません。

(3) 保護される商標の種類

① 団体商標（Collective marks）、② 連合商標（Associated marks）

③ 証明商標（Certification marks）

12. 留意事項

(1) 出願からFirst Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：
約8ヶ月です。

(2) 出願から最終処分（登録又は拒絶）に至るまでの所要期間：
約1年から1年6ヶ月です。

(3) 出願に係る商標が、本来的な識別力を有していない場合において、国内において使用により識別力を獲得した場合には、登録される可能性があります。

(4) 不使用取消：

チリでは、商標の使用が法律的に要件とはなっておりませんので、不使用取消審判の制度は存在しません。

(5)使用許諾：

登録及び出願中の商標に関して、他人に使用許諾をすることができます。

使用許諾は、指定商品や役務の全て又は一部についてすることができます。

当該許諾を、第三者に対抗するためには、特許庁に登録しなければなりません。

(6)回復：

規定されておられません。

(7)その他：

特許の場合と同様です。